

令和2年4月13日
危機管理課 220-2187

新型コロナウイルス感染症 金沢市緊急事態宣言

令和2年4月13日
(2020年)

新型コロナウイルス感染症に関する全国及び石川県並びに金沢市の感染状況等にかんがみ、その拡大を防止するため、金沢市緊急事態宣言を発出する。

新型コロナウイルス感染症については、全国で確認された患者数が大幅に増加し、本市においても4月上旬から急増するとともに、感染経路不明者も多く確認されるなど、予断を許さない状況が続いている。

本市では、これまで、医療・検査体制の充実、経済・雇用・生活面の支援などに全力を挙げて取り組んできたところであるが、政府においては全国的に急速なまん延の恐れがあることから、4月7日に新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態を宣言した。

こうした状況を踏まえ、金沢市は、石川県と歩調を合わせ、市民の皆様の生命と健康を守ることを最優先に、ありとあらゆる対策を講じることとし、この難局を乗り越えるため、市民の皆様、医療関係者、団体、企業など、すべての皆様のご理解とご協力をいただく中で、新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態を宣言する。

1. 宣言の期間

令和2年4月13日（月）～5月6日（水）

2. 市民の皆様、企業の皆様へお願いしたいこと

- ① 人との接触をできるだけ避けるため、不要不急の外出自粛を徹底するよう要請する。
- ② 特に、バー、ナイトクラブなど、繁華街の接客を伴う飲食店等については、出入りの自粛を強く要請する。
- ③ 出張を含めて県外への不要不急の往来は自粛を徹底するよう要請する。
- ④ さらに、県外からの来訪についても、できる限り自粛を要請する。
- ⑤ 保育所、認定こども園、幼稚園、放課後児童クラブ等については、可能な限り自宅で保育していただき、保育所等への通園を自粛していただくよう要請する。
- ⑥ 屋外の市施設を4月14日（火）から5月6日（水）まで臨時休業する。